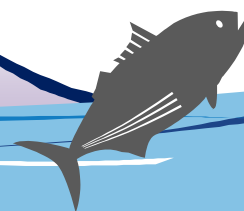


まちづくり回覧板

～みんなでつくる自治基本条例～

拾六



平成25年2月

市民会議素案の検討 「市民」「議会」「行政」

平成25年2月3日（日）午後1時から焼津市役所にて、第16回焼津市自治基本条例を考える市民会議を開催しました。

今回は、市民会議素案のまとめに向けて、「市民」、「議会」、「行政」に関する内容について、作業グループ会議の成果も活かしながら検討を行いました。

また、相模女子大学の松下先生にもご参加いただき、これまでの検討からさらに飛躍するための論点提起（右上）等、アドバイスをいただきながら進めました。

4つの班での話し合いでは、例えば、「市民」については市民の定義と他の項目との関係、「議会」については議員の望ましい姿（役割や資質など）、「行政」については、市長や市職員に求められる役割をはじめ、行政全般にわたる様々な意見が出されました。「危機管理」については、表現はともかく、市全体の中でも重要性が高いのではないかといった意見がありました。

最後に松下先生から、自分達で創り上げることが大切なので、大変だが頑張ってもらいたいとの励ましをいただきました（右下）。



素案づくりのための論点提起～松下先生

●市民について

・「住民（企業含む）」と「市外からの通学・通勤者、活動者」では、権利や責任の重みが違うだろう。排除するわけではないので微妙なところも含め整理が必要。

●議会について

・議会は、市の意思決定、行政の監視以外にも、今後は特に、政策提案、市民自ら考えるための材料や学習機会の提供という役割が重要。また、それらに対応した議員の役割が出てくると思う。

●行政について

・「行政」（市長、職員、組織）のことと「市政運営」（市民・議会も関わる）に分けた方が整理しやすいと思う。
・「危機管理」は焼津市の場合、「安全に暮らせるまち」など、もっと上位の位置付け（基本原則など）にくるかもしれない。

松下先生より、今後に向けてのアドバイス

- ・今日はだいぶ言い過ぎたと思うが、私の意見にとらわれず、皆さん自身で焼津市にふさわしいものを創り上げてほしい。
- ・今回の取り組みの大切な思想は、市民も議会も行政も「まちの共同経営者」であるということ。それが今までは行政にお任せだった。こうした新たな方向への転換を自治基本条例で進められると良いと思う。
- ・大変だが、いったん形にまとめることが次の議論につながるので、頑張ってもらいたい。

発行 焼津市自治基本条例を考える市民会議
事務局：焼津市企画財政部企画調整課
電話：054-626-2141（直通）
E-mail：kikaku@city.yaizu.lg.jp